

# 令和元年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月5日（木曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第3号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第4号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第5号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	議案第38号	豊頃町立保育所条例の一部改正
日程第 7	議案第39号	豊頃町立へき地保育所条例の一部改正
日程第 8	議案第31号	令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第32号	令和元年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第33号	令和元年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第34号	令和元年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第35号	豊頃町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
日程第13	議案第36号	豊頃町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
日程第14	議案第37号	豊頃町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
日程第15	議案第40号	豊頃町消防団条例の一部改正
日程第16	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦
日程第17	同意案第4号	豊頃町教育委員会委員の任命
日程第18		請願の委員会付託
日程第19		休会の議決

## ◎出席議員（9名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君

5番	杉野好行君	6番	大崎英樹君
7番	大谷友則君	8番	中村純也君
9番	藤田博規君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君												
副町	長	菅原裕一君												
教	育	長	山本芳博君											
農	業	委	員	会	長	井下睦男君								
代	表	監	査	委	員	山	口	浩	司	君				
総	務	課	長	下	重	博	光	君						
企	画	課	長	山	田	良	則	君						
住	民	課	長	佐	藤	則	仁	君						
福	祉	課	長	千	葉	孝	二	君						
子	育	て	支	援	所	長	廣	澤	行	位	君			
産	業	課	長	神	義	宏	君							
商	工	観	光	課	長	岩	城	光	洋	君				
施	設	課	長	越	谷	光	裕	君						
会	計	管	理	者	熊	谷	雅	美	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	渡	辺	良	英	君	
教	育	委	員	会	教	育	課	長	二	村	比	呂	志	君
消	防	署	長	波	多	野	明	君						

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事	務	局	長	中	川	直	幸	君
庶	務	係	長	沢	崎	真	司	君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和元年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。  
次に、監査委員より、令和元年5月から同年7月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思っております。  
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。  
宮口町長。
- 宮口町長 令和元年第3回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。  
初めに、農作物の生育・収穫及び秋サケ漁の状況についてであります。  
農作物の生育・収穫状況であります。気象状況については、4月から6月までは晴れの日が多く、平均気温は高めで、日照時間も多かったため、農作業は順調に進み、少雨であったものの、平年よりやや早く農作物の生育が進みました。7月は、気温は平年並でしたが、雨の日が多く、農作物の生育全般が緩慢な時期もありましたが、天候の回復と連動して生育も進みました。8月に入り、真夏日が連続し、気温・日照時間も平年並以上と、昨年以上の天候に恵まれております。  
このような気象状況の中、秋まき小麦については、7月28日から収穫作業が始ま

り、8月3日に終了しております。収量は、乾麦で反収11.2俵となり、8月17日から製品化調整作業が行われており、製品反収約9.6俵を見込んでいるところであります。

次に甜菜ですが、平年より6日早く移植作業が始まり、草丈、葉数、根周ともに平年を上回り、順調に生育している状況です。直播も順調に生育し、平年並みの収量を見込んでおります。

馬鈴薯については、植え付け作業は平年より3日早く始まり、途中降雨の影響で1日早く終了しました。萌芽は平年並で、5月の高温多照により、初期生育は順調に進みました。6月以降も諸状況はありましたが、順調に生育し、平年並みの収量が期待されるところであります。

豆類は、大豆の播種作業が平年より3日早かったものの、小豆、金時、手亡は平年並でした。出芽は、大豆、小豆で2日から9日程度早く、金時、手亡は6月中旬以降の日照不足により遅れが生じております。開花は、7月の天候不順の影響を受け、全ての豆類において遅れが生じており、大豆、小豆、金時、手亡とも茎長が短い状況がありますが、平年並みの収量を見込んでいるところです。

また、そら豆の収量は反収1.8トン、ごぼう、長いも、白菜については、平年並みの収量を見込んでいるところです。

畜産の飼料作物では、牧草は、春先干ばつ気味で草丈が短い状況でしたが、5月以降の降雨により、一番牧草の収量は平年に近い状況となりました。また、二番牧草の生育についても、平年より早く進んでおります。デントコーンについても、牧草同様に春先、生育停滞が見られたものの、その後天候に恵まれたことから、生育も順調に進んでおり、今年の収量に期待しているところです。

生乳生産は、平成30年度産粗飼料の品質が安定していたことから、同月前年比約101.5パーセントとなっております。8月の猛暑による乳量低下はあったものの、現在は回復傾向にあることから、このまま順調に推移していくことを期待しております。

黒毛和種の素牛価格は、年度当初から高値で推移し、現在も前年同時期と同水準であり、依然として高値で推移している状況です。今後も大幅に値を下げる要因はないことから、価格が維持されるものと期待されます。

次に、本町のサケ定置網漁業であります。8月30日から陸網の設置、9月1日から沖網の設置が行われ、8月31日から水揚げが始まっております。

漁期前の関係機関による本年度の秋サケ来遊予測では、本町沿岸を含むエリモ以東・西部海域においては、201万7,000尾と、昨年、一昨年の記録的な来遊不振からは若干回復する見込みですが、直近10年の漁獲実績平均値の7割程度と依然低

調な来遊予測となっております。予測では、大型個体が多いとされており、水揚げ個体も昨年と比較して大型となっていることから、数量についても、予測以上の推移を期待するとともに、今後最盛期を迎える、サケ定置網漁の豊漁と安全操業を願うところであります。

また、これからの時期は、台風等による十勝川の出水によって発生する流木による漁具被害が懸念される場所でもあります。本年においても、8月後半の降雨出水により十勝川河口付近などに流木が漂着しておりましたが、海岸管理者である国及び道による一次集積が行われております。

大津漁港整備においては、船揚げ場嵩上工事等に若干の遅れが見られますが、漁船の上架作業には対応できる体制となっており、本年も一部漁船の上架が行われる予定です。また、防災・減災対策工事についても完成が近づきつつあり、引き続き安心・安全な操業体制の確立に向け、関係機関へ早期整備の要請活動を継続してまいります。

次に、産業活性化施設（旧スーパーアグリ店舗施設）についてであります。

「旧スーパーアグリ」の店舗施設については、所有者である豊頃町農業協同組合から、8月1日に建物と土地の無償譲渡を受け、産業活性化施設として、早急な店舗再開等に向け準備を進めておりました。

この間、有力な事業者と協議が進んでおりましたが、施設・設備の改修経費が事業者の予想以上であり、改修に時間を要することから、最終的に条件面での折り合いがつかず、8月中旬に不成立に終わりました。

町民の皆様には、再び不安と不便をお掛けする結果となってしまい、誠に残念であります。

店舗の再開に向けては、現在、新たな事業者と協議を開始することとなっており、町民生活への影響をできる限り抑えられるよう、進めてまいります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

### ◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番中村純也議員を指名します。

### ◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月13日までの9日間に決定しました。

### ◎ 委員会報告第3号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第3号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第3号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 令和元年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和元年9月2日。

3、調査の経過。

(1) 令和元年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和元年8月29日招集告示のあった令和元年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、9月2日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和元年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月13日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和元年第2回定例会閉会后に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会3日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、請願書の取り扱いについては、令和元年第2回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

エ、陳情書の取り扱いについては、令和元年第2回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

オ、諮問第1号（人権擁護委員候補者の推薦）及び同意案第4号（豊頃町教育委員会委員の任命）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

カ、本会議において決算認定の審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条（質疑回数制限）の規定を適用しない旨を会議に諮ることとした。

キ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月5日に開催するよう日程を調整した。

以上でございます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は、報告済みとします。

#### ◎ 委員会報告第4号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第4号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

小笠原総務文教常任委員長。

●小笠原総務文教常任委員長 委員会報告第4号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務調査について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

（1）豊頃町地域防災計画の修正概要について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和元年7月26日。

#### 4、調査の経過と結果。

本年、豊頃町地域防災計画が修正されたことから、修正概要等について調査を実施した。

##### (1) 豊頃町地域防災計画について。

豊頃町地域防災計画は、災害対策基本法及び豊頃町防災会議条例の規定に基づき、豊頃町防災会議が作成する計画であり、本町の防災に関し万全を期することを目的としている。国の防災基本計画や北海道地域防災計画との整合を図るとともに、国・道等の防災関係機関及び住民や事業者等と連携を図りながら、災害対策に関する総合的な指針を定めている。

##### (2) 修正の背景と見直しの方向性。

豊頃町地域防災計画は、平成26年に東日本大震災の教訓を反映した見直しが行われたが、今回はそれ以降の災害対策基本法をはじめとする各種法令の改正並びに防災基本計画及び北海道地域防災計画等との整合を図るための修正である。また、町の組織機構に合わせた本部体制や業務の見直し等に伴う必要な修正も行われた。

##### ア、修正の概要。

豊頃町地域防災計画の全体構成では、これまで「地域防災計画本編」、「地震・津波災害対策編」、「水防計画編」の3編構成であったが、水防計画を単独の計画とするなど北海道地域防災計画の構成に合わせる修正を行った。

北海道地域防災計画の修正によるものとしては、道内で大規模災害が発生した場合の応急対策に関わる具体的な手順を定めた「北海道災害時応援・受援マニュアル」や北海道社会福祉協議会において被災地の災害ボランティアが適切に活動できるよう「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定したこと、さらには地震被害想定結果の概要を規定したこと等による見直しを行った。その他、直近の組織機構に改め、計画上における体制、所管事務の見直し、指定河川洪水予報を河川の水位の危険度レベル等に改善、要配慮者への対応、業務継続に関することなどを見直した。

##### (3) 現地調査。

総合体育館西側の防災倉庫、役場庁舎非常用発電設備及び大津地域コミュニティセンターでは防災資材の備蓄状況並びに大津港町築山、トンケシ、国道336号津波緊急避難場所では避難場所の状況をそれぞれ調査した。

#### 5、まとめ。

本調査では、各種法令の改正及び国、道の防災計画との整合を図るために見直された豊頃町地域防災計画の修正概要についての把握や現地調査を通じて、町の防災体制を確認できた。



今回の修正は、自主防災組織の育成・運営の推進、災害ボランティアセンターとの連携を規定するなど大規模災害を想定した内容であった。また、国土交通省及び気象庁の発令する気象情報及び河川予報に伴い、町の避難勧告等発令基準が修正された。

今後の防災事業では、防災行政無線のデジタル化や役場職員の初動及び避難所運営等に関するマニュアルの作成、防災備蓄計画の見直しを検討していることがわかった。

修正した地域防災計画による町の防災体制の強化を図るためには、住民の防災意識の向上及び自主防災組織の育成に向けた積極的な防災情報の提供を求めたい。また、役場職員の災害対応や避難所運営を改善するため、今後策定予定の避難所マニュアルを使った防災訓練の実施が必要と考える。

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震での道内全域停電（ブラックアウト）により、本町でも多大な影響があったことから、電力確保への対策が必要ではないか、役場OBの災害対応への活用、住民だけでなく観光客の避難を想定した避難場所の整備、防災関係機関及び災害時の各種協定を結ぶ民間事業者に対して定期的に防災体制の確認を行うことも必要ではないかなどの意見も出された。

今後も、防災体制の強化と住民及び関係機関との関わりを密にし、町全体で災害に強いまちづくりに向けた取り組みを進めるべきとの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号は、報告済みとします。

#### ◎ 委員会報告第5号

●藤田議長 日程第5 委員会報告第5号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

坂口産業厚生常任委員長。

●坂口産業厚生常任委員長 委員会報告第5号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) 農作物の作況について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和元年8月30日。

4、調査の経過と結果。

(1) 農作物の作況について。

町内の農作物の作況について、8月30日に開催された町農業改良推進協議会が主催する作況調査に同行して調査した。

調査当日は、町内の10圃場8作物について1圃場ごとの作物の草丈、着莢数などの生育状況や、病害虫の発生状況、農作業の進捗状況及び今後の注意事項などについて説明を受けた。

本年は、4月上旬から5月上旬にかけて天候に恵まれ、馬鈴薯の植付作業やてん菜の移植作業、豆類のは種作業は平年よりやや早く終了し、その後も順調に生育している。しかし、豆類では、7月上旬から中旬の日照不足、8月初めの高温により小豆の莢数が平年を大きく下回るなどの影響が出ている。

調査時点での作物ごとの生育状況は、てん菜については、病害の発生は少なく、根部の肥大も順調に進んでおり平年以上の収量が期待できる状況である。馬鈴薯については、6月の日照不足により軟弱徒長となり、一部ほ場では倒伏が見られるものの平年を上回る収量が見込まれる。豆類は、6月上旬から中旬の日照不足により生育が遅れたものの、7月下旬から8月上旬の好天により莖長、莢数は回復しており、平年並の収量が予想される状況である。なお、小豆は、7月上旬から中旬の日照不足による開花の遅れや7月下旬から8月上旬の高温による落花に伴い莢数が平年を大きく下回っているが、回復の気配は見られる。

牧草については、一番草、二番草ともに生育は順調であり、一番草の収量は平年より多かった。デントコーンは、草丈は順調に生育しており、平年並の収穫量が見込まれる。

なお、すでに収穫作業の終了した秋まき小麦については、融雪が早く、その後も好天に恵まれたことから順調に生育し、平年を上回る収量となった。

調査時点での状況は以上のとおりであるが、今後の台風等により作物への影響が懸念されるところである。

また、今後においては、病害虫による被害、霜の降りる時期によっては豆類の収穫に悪影響を及ぼすことも考えられる。

全町的に中長期的な明・暗渠排水などの農地基盤整備対策により、安定的な収量確

保に向けた対策を講じることや、本格的な収穫期を迎えるに当たり農作業事故の注意を喚起するよう関係機関等を通して指導の徹底を求めるなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第5号は、報告済みとします。

### ◎ 議案第38号

●藤田議長 日程第6 議案第38号豊頃町立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 議案書21ページをお開きください。

議案第38号豊頃町立保育所条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、本年10月1日から実施される幼児教育・保育の無償化に当たり、町立保育所において保育料の無償化を実現するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案説明書45ページ、説明第4号により御説明いたします。左側が現行で、右側が改正案となっております。

このたびの無償化は、現行の幼稚園・保育所・認定こども園等の利用者については、3歳以上の保育料を全て無料とするもので、本条例では第4条第1項の別表中、利用者負担額（月額）の3歳以上児の欄を削り、同項に無料とする児童を子ども・子育て支援法で定める児童として、ただし書きで規定するものであります。

さらに、国では3歳未満児の保育料についても市町村民税非課税世帯を無料とすることから、46ページ、別表中、第2階層において現行「5,000円」を「0円」と改め、前ページの3歳未満児の文言を削るものです。

これらの改正により、別表は3歳未満児についての利用者負担額表となるものです。

このほか、関連する所要の改正として、46ページ、別表中、第1階層の定義の欄に「児童福祉法による里親世帯」を追加するものです。

47ページをごらんください。

備考第1号は、特定被監護者、いわゆる扶養する子どもが2人以上いる多子世帯についての利用者負担額を規定するものですが、対象とする階層について市町村民税非課税世帯が無料となることにより、「第2階層」を「第3階層」に改めるとともに、

施行令の改正により、引用する条名を「第14条の2」から「第14条」に改めるものです。

同号アは、年長から2人目の利用者を半額とする規定ですが、さらに低所得者階層は無料とする規定のただし書きから「第2階層及び3歳児未満の」を削るものです。

次に、備考第2号では、母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯について、さらに軽減を図る利用者負担額を定めておりますが、48ページをごらんください、同号の定義の文言整理を行い、また利用者負担額表について「3歳児未満」の文言を削るとともに、「3歳児以上」の欄を削ることで、同表は3歳未満児についての利用者負担額表となるものです。

49ページ、備考第3号は、年度中に満3歳に到達する児童の利用者負担額の適用ですが、「3歳未満児の」を削り「階層区分に応じた」と改めるものです。

備考第5号については、対象となる児童が無償化の対象となるため、これを削るものです。

45ページに戻りまして、第5条については、委任についての所要の整理をするものです。

附則といたしまして、第1項に施行期日を令和元年10月1日とし、第2項に経過措置を規定しておりますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上です。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第39号

●藤田議長 日程第7 議案第39号豊頃町立へき地保育所条例の一部改正について

を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 議案書25ページをお開きください。

議案第39号豊頃町立へき地保育所条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、ただいま議決いただきました豊頃町立保育所条例の内容と同様に、幼児教育・保育の無償化に当たり、町立へき地保育所の保育料についても無償化を実現するため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案説明書51ページ、説明第5号により御説明いたします。左側が現行で、右側が改正案となっております。

本条例に規定するへき地保育所は、認可外保育所ではありますが、認可外保育所等の無償化については子ども・子育て支援法の改正により、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設し、その対象者として保育の必要性の認定を受けた上で、無償化を実現するというもので、本条例では第5条に第2項として子ども・子育て支援法で定める無償化の対象となる児童を新たに規定するものです。改正後は、3歳以上児については全員、3歳未満児は市町村民税非課税世帯が無償となります。

附則といたしまして、第1項に施行期日を令和元年10月1日とし、第2項に経過措置を規定しておりますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第31号

●藤田議長 日程第8 議案第31号令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）  
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案第31号令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,974万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,633万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

16ページをごらん願います。

なお、旅費の少額補正につきましては、10月1日からのJR運賃改定に伴うものであります。

1款議会費、1項議会費に修繕料4万7,000円を追加。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費に退職手当組合負担金637万1,000円を追加。3目財産管理費に町有建物電気料、基金積立金など840万4,000円を追加。7目企画費に十勝ロイヤルホテル煙突補修工事費672万8,000円、定住促進賃貸住宅建設事業補助金1,000万円、合わせて1,672万8,000円を追加。

18ページ、9目電算情報管理費において、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料を減額、電子計算機の設置等関連事務委任交付金、光ケーブル移設等業務委託料等を追加し、合わせて864万4,000円を追加。10目簡易郵便局費に管理備品購入費14万6,000円を追加するなど計4,030万2,000円を追加。2項徴税費に、旅費1万2,000円を追加。

20ページ、3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に賃金195万7,000円を追加。4目障害者福祉費に国庫支出金等精算返還金など443万9,000円を追加し、計639万6,000円を追加。2項児童福祉費において、1目保育所費にこどもプラザとよころ正面玄関改修工事費など99万7,000円を追加。2目子育て支援費に一時保育料扶助費28万8,000円を追加し、計128万5,000円を追加。

22ページ、4款衛生費、1項保健衛生費において、3目保健指導費に賃金及び帯広厚生病院運営費補助金を追加、母子保健情報利活用事業委託料を減額し、合わせて

4万9,000円を追加。4目乳幼児等医療費に未熟児養育医療費助成事業費精算返還金10万1,000円を追加。6目し尿処理費に合併処理浄化槽設置整備事業補助金261万6,000円を追加するなど、計277万2,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において2目農業総務費に簡易堆肥盤整備事業補助金など307万1,000円を追加。

24ページ、3目土地改良総務費に土地連負担金及び農道・明渠維持補修費406万3,000円を追加。4目道営事業費に道営農地整備事業負担金170万円を追加するなど、計884万3,000円を追加。2項畜産業費に旅費など2万6,000円を追加。

26ページ、3項林業費において、2目林道整備費に旅費9万8,000円を追加。3目治山事業費に維持補修費50万円を追加し、計59万8,000円を追加。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費にプレミアム付特別商品券発行事業補助金、ふるさと応援寄附金事業費など3,174万9,000円を追加。2目観光費に仮設トイレ使用料及び冬期観光用備品購入費など204万5,000円を追加し、28ページ、計3,379万4,000円を追加。

7款土木費、2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に維持補修費、十弗山手線舗装補修工事費など913万8,000円を追加。2目除雪費にドライブレコーダー購入費20万円を追加。3目道路新設改良費に旅費9万5,000円を追加し、計943万3,000円を追加。3項住宅費において、町営住宅修繕料、給湯ボイラー購入費など、30ページ、計417万9,000円を追加。4項河川費に維持補修費200万円を追加。5項施設費に福祉施設修繕料、管理備品購入費など計110万5,000円を追加。

8款消防費、2項災害対策費に修繕料など、32ページ、11万2,000円を追加。

9款教育費、1項教育総務費に保健室管理備品購入費6万2,000円を追加。2項小学校費において、1目学校管理費に豊頃小学校プログラミング教育ネットワーク整備委託料及び大津小学校黒板修繕料、合わせて44万円を追加。2目教育振興費に学校図書及び一般教材購入費98万9,000円を追加し、計142万9,000円を追加。3項中学校費において、1目学校管理費に立木伐採処理業務委託料、管理備品購入費及び校舎耐力度補足調査委託料、合わせて64万8,000円を追加。

34ページ、2目教育振興費に学校図書購入費など11万4,000円を追加し、計76万2,000円を追加。4項社会教育費に空調設備改修工事費など533万8,000円を追加。5項保健体育費において、1目保健体育総務費に全道全国大会参加派遣補助金46万円を追加。2目体育施設費に管理備品購入費79万2,000円を

追加し、計125万2,000円を追加するものであります。

以上が、歳出に係る補正の主な内容でございますが、これら歳出に伴う歳入につきましては、8ページをごらんください。

1款町税、1項町民税に1,500万円を追加。2項固定資産税に1,800万円を追加。3項軽自動車税に20万4,000円を追加。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金に304万6,000円を追加。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金に325万円を追加。2項子ども・子育て支援臨時交付金に471万5,000円を追加。

10ページ、9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税2,169万4,000円を追加。

11款分担金及び負担金、2項負担金から認可保育所保育料219万1,000円を減額。

12款使用料及び手数料、1項使用料から、へき地保育所使用料12万円を減額。

13款国庫支出金、2項国庫補助金に総務費国庫補助金11万6,000円、民生費国庫補助金44万5,000円、衛生費国庫補助金143万1,000円、計199万2,000円を追加。

14款道支出金、2項道補助金に多子世帯の保育料軽減支援事業補助金161万5,000円を追加。

15款財産収入、1項財産運用収入に配当金52万2,000円を追加。

12ページ、2項財産売払収入に帯広空港ターミナルビル株式会社株式譲渡金121万9,000円を追加。

16款寄附金、1項寄附金にふるさと振興寄附金ほか363万4,000円を追加。

17款繰入金、1項繰入金にふるさと振興基金繰入金1,400万円を追加。

18款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金4,362万9,000円を追加。

19款諸収入、5項雑入に介護保険特別会計繰出金精算返還金、道市町村振興協会交付金など447万1,000円を追加。

14ページ、20款町債、1項町債において、4目農林水産業債に170万円を追加。8目臨時財政対策債から1,663万3,000円を減額し、計1,493万3,000円を減額するものであります。

以上が歳入に係る主な補正内容です。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、4ページ、第2表地方債補正をごらんください。



既定の限度額に過疎対策事業に170万円を追加し、臨時財政対策債から1,663万3,000円を減額し、地方債限度額の総額を3億5,836万7,000円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりましたけれども、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

1款町税。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 7款自動車取得税交付税。

1番石田議員。

●1番石田議員 7款の自動車取得税交付金についてお伺いいたします。

10月1日から消費税10%に引き上げることに伴い、自動車取得税が廃止され、自動車及び軽自動車の取得時に取得価格50万円を超えるものに環境性能割が適用され、新たに自動車税環境性能割交付金が交付されることとなりますが、このことにより、今までの自動車取得税交付金が10月以降なくなると、これまでより交付金が減ることになるのか、ふえるのか。その辺の見通しについて、お伺いをいたします。

●藤田議長 下重総務課長。

●下重総務課長 今年度予算につきましては、新たに環境性能割として304万6,000円を補正してございます。昨年の予算から比較すると、減額になっております。これは、消費税増額により購入の落ち込みの分を見込みまして、道のほうで試算した数字で計上させていただいておりますので、今年度についてはある程度落ち込みがあると思います。

ただ、減額部分については8款地方特例交付金で措置されている部分もありますので、そちらのほうで少しは増額になっております。相対的には、落ち込む見込みでございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 若干減るような見込みだということ、減った分は地方特例交付金のほうで補われるということ、よろしいのでしょうか。

●藤田議長 下重総務課長。

●下重総務課長 そのとおりでございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

8 款地方特例交付金。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 8 款の地方特例交付金についてお伺いしたいと思います。

今、質問、先ほどありました中にも含まれると思いますが、この地方特例交付金、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各地方公共団体の住宅借入別税額控除見込額を基礎として算定されておりますが、今回補正後の本年度予算は、ただいま説明のあった自動車取得税交付金になる自動車税環境性能割の交付金がここにも含まれると思いますが、前年度の約6倍になりますけれども、住宅建設がふえているということで理解してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 私のほうから住宅新築の関係でお答えいたしますけれども、住宅の関係につきましては、前年度並みということで大きな変動はないものと承知しております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1 番石田議員 今、前年並みに推移していくという、そういう見通しだと思いますけれども、前年の約6倍に予算額がなっているのですが、この差額については、先ほどの自動車税環境性能割交付金がここに充てられるようになるということでよろしいのでしょうか。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 私のほうからお答えいたします。

先ほど、総務課長のほうからも答弁ありましたとおり、この地方特例交付金のほうに環境性能割で減額になった分が含まれております。今までの自動車取得税は50万円以上のものに対しまして2%の税率でかかっておりましたけれども、今年度につきましては、消費税増税前、9月30日までは2%。それから10月1日以降、来年の9月30日までは消費税のアップによりまして買い控えを控えるために、税率が1%減額になっております。

したがって、最高でも1%の、いわゆる自動車取得時の税金、環境性能割ということになっておりまして、その減額分を今回この地方特例交付金の中に見ているという

ことで、前年よりは大幅にアップされていると思います。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。  
10 ページ。9 款地方交付税。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 11 款分担金及び負担金。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 12 款使用料及び手数料。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 13 款国庫支出金。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 14 款道支出金。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 15 款財産収入。  
7 番大谷議員。

●7 番大谷議員 3 目の有価証券売却収入のところで、帯広空港ターミナルビル株式会社株式譲渡ということで載っておりますが、今の時期、譲渡されたのは何か意味があるのか。空港の民営化に伴うものなのかどうかお伺いいたします。

●藤田議長 下重総務課長。

●下重総務課長 御承知のとおり道内の7 空港が民営化されることに伴いまして、譲渡するものでございます。

●藤田議長 大谷議員。

●7 番大谷議員 今まで十勝を挙げて協力体制をつくって構築してきたわけですが、今後においてはどのような考え方になるのか、町長にお伺いいたします。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 御質問の内容につきまして答弁させていただきます。

帯広空港ターミナルビルにつきましては、報道があるとおおり、今後民営化され一層の利用促進が図られるところでありますけれども、自治体の支援あるいは補助等につきましては、まだ検討中でありまして未定の状況。いずれにいたしましても、何らかの支援は必要になってくるのかなというふうに判断しているところでございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

16款寄附金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 17款繰入金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 18款繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 19款諸収入。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 20款町債。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

16ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

説明第1号、山田企画課長。

●山田企画課長 説明第1号、十勝ロイヤルホテル煙突補修工事の施工について御説明いたします。

予算説明書1ページをごらんください。

本予算案は、十勝ロイヤルホテルの煙突が劣化損傷し、閉塞している状況を解消するため、令和元年度において、十勝ロイヤルホテル煙突補修工事を施工することとし、第2款総務費に計上したものであります。なお、施工位置については裏面2ページを御参照願います。

1、工事概要ですが、工事名、十勝ロイヤルホテル煙とつ補修工事。工事予算額、672万8,000円。工事内容は、既存煙突の囲い込み及び高さ12メートル、直径500ミリメートルの煙突の新設です。

2、契約の方法は、指名競争入札を予定しております。

以上でありますので、御審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番石田議員。

● 1 番石田議員 3 目の財産管理費についてお伺いをしたいと思います。

町有建物管理費の 1 1 節需用費の電気料であります。当初予算が 1 万 8, 0 0 0 円の計上であるのに対しまして、今回 3 8 0 万円追加する、その理由について御説明願います。

● 藤田議長 佐藤住民課長。

● 佐藤住民課長 電気料の関係でございますが、旧スーパーアグリの建物を、8 月 1 日付で町のほうに寄附採納されております。それに伴う電気料ということで、本年の 8 月から来年の 3 月まで 8 カ月分の電気料を見ております。

以上です。

● 藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 今、旧アグリの店舗の部分の電気料ということでありますが、今現在、当分の間、年内はその開業が見込まれないということから言うと、この期間、電源を節約するというのか、そういう対応はできないのでしょうか。

● 藤田議長 佐藤住民課長。

● 佐藤住民課長 電気料につきましては、大家である豊頃町のほうが全額お支払いし、現在 2 階のほうでレストランを経営している方からそれ相応の電気代をいただくという形をとることとしております。

現在の電気料の契約につきましては、高压電力ということで、今までのスーパーの部分、それからレストランの部分加えますと、高压電力が必要ということで、高压電力の契約になっております。

例えば、8 月から 3 月まで高压電力を解約し、普通の電力にするとすれば、それに伴う工事がまず必要になります。そういったことで考えますと、試算したところによると、工事にかかなり経費が要するというので、解約し工事をするよりは新たなスーパー経営者が入った段階で、また高压が必要になってくるのが考えられますので、解約せずに今の形でしばらく様子を見るということで考えております。

● 藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 今の説明で理解をいたしました。

7 目の企画費についてお伺いしたいと思います。

まちづくり推進費の 1 9 節負担金補助及び交付金の定住促進賃貸住宅事業補助金 1, 0 0 0 万円計上されておりますが、この建設予定地及び建設内容について説明をいただきたいと思っております。

● 藤田議長 山田企画課長。

● 山田企画課長 私のほうで御答弁いたします。

現在、町内の住宅の空き状況でありますけれども、町有住宅の空き状況につきましては、世帯用5戸、また単身用がない状況であります。また、民間住宅においては、世帯用はあきがなく、単身用2戸あいている状況であります。

現在の状況下で、民間賃貸住宅の建設に係る問い合わせが2件あることから、今回、単身用2棟の定住促進賃貸住宅建設事業補助金を予算に計上したものであります。

なお、お問い合わせのあった2件につきましの建設予定地は、豊頃南町及び茂岩栄町であります。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 項ごとに質疑を行っておりますので、続けて質疑をさせていただきたいと思っております。

9目電算情報管理費の中の情報通信基盤管理費の13節委託料の光ケーブル移設等業務の移設場所について、お伺いをしたいと思います。

●藤田議長 山田企画課長。

●山田企画課長 私のほうで御答弁いたします。

町で整備しております光ケーブル網につきましては、自営柱もありますが、そのほとんどを北電柱またはNTT柱に共架しているところであります。光ケーブルを共架している電柱及び電話柱については、老朽化及び補強のための建てかえ、または、道路改良等に伴う電柱等移設が北海道電力及びNTTから通知され、それに伴い町は、光ケーブル移設等業務を実施しているところであります。

当初予算におかれましては、北電に係る移設業務16件、またNTTに係る移設業務6件を予定し、998万7,000円を予算計上していたところであります。

しかしながら、その後の新年度に入りまして、追加の通知等が約16件されております。それらに見合う移設業務等を今回800万円補正するものであります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 先ほどの石田議員と関連する共通な内容なのですが、電気料の説明がありました。それで現状は、この店舗の2階は今、営業をやっています。これらについての業者との契約は、どのようになっているかというところを説明いただけますか。

それとあわせて、電気料が380万円についての、多分、高圧電気だという言葉で想像はしていましたが、先ほどの説明どおりだと思います。そうしますと、それらについての電気料の負担料というのは、現状の営業所はどのようになっているのかというところを、わかれば説明いただけますか。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 お答えいたします。

現在のレストラン経営者のほうとは、町の建物になった8月1日から契約を交わしております。契約金額につきましては、従前の建物所有者でありましたJAのほうの金額をそのまま踏襲しております。建物使用料と電気代と、この2本立てでいただいております。

それから電気料のほうですが、高圧電力ということで、基本料が毎月約47万5,000円。それに超える部分は当然、使用料ということで新たに加わってくるということでもあります。農協のほうから30年の電気料の実績をいただいて、それに基づいて計算しております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 現状の状況というか、それについては理解したのですが、行政報告でもあるように、これからの店舗の利用、使用、活動といいますか、施設の活動については、やはりまだ見えないところがあります。そういうものについても、来年の3月までの8カ月の予想された380万円ということを上げていますが、それについて、やはり工事の部分というのはこれからいろいろと、先ほどまだ不明だということを書いていましたが、これらについても、やはり次の方の条件提示をする場合の参考が2階の方との整合性をきちんとしてあげないと、お互いに何かまたそこがあって、前に進みづらいという要素を感じておりますので、その辺も慎重に早期にやはり条件方針を構築しておいたほうがいいかなという感じがします。

その辺の考えを理事者も、担当者ばかりでなくて方針等も含めて気持ち的、意欲的なものを説明というか、御意見いただければありがたいです。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 電気料等々につきましては、今、下があいておりますので、それぞれ分担について協議はしなければならないと思いますが、ただ、今までは両方でそれぞれ分担、按分してございまして、それは両者間の話で行政がかかわる問題ではないわけがあります。

今後は、ある程度年間の予算を見ておりますけれども、下は現在使っておりませんので、基本料金については当然支払いますけれども、この次に入る方が決定されれば、十分協議しながら、お互いの話し合いの中で分離できるものは分離していくのが好ましいですけれども、その辺また設備等にもお金がかかるのなら一括した中で協議し、ある程度実績がわかりますから。次に入る方については、今まで以上にそういった電気料の必要とする範囲ではないかというふうに考えております。

今まで、非常に大型冷蔵庫等々持っていましたけれども、今度入る方等については、ある程度節約された中で整備されるのではないかというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、早急に入る方を検討しながら、それらについては上と下のバランスがとれるような方法で行いたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 そのようなお考えで期待をいたしておりますが、何と云っても、このいろいろと町民やあるいは要望、意見が陰に陽に聞こえてきまして、もう少し進行状態をスピードアップしてもらえないかというようなことも感じております。

したがって、今、町長が説明あったように、どなたのどういう業者がどういうふうに落ち着くかわかりませんが、わかりませんが、ある程度の工程を組まれておいて、御努力をしていただきたいなというふうに思います。

その大まかな期日というものはある程度、向かっていく冬とあるいは年末の販売業務というものもあるものですから、商工会の、今回もそうですが、プレミアム商品券の関係もあります。そういうことを複雑にいろいろと絡みながら感じ取っていると思いますが、それらの考え方、もう少し具体的に何月ぐらいまでならというところの努力目標の期限を示して、もしおありであれば、相手がありますから、その辺はちょっと不明なところもあるのですが、町長の意欲をもう1回。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、休んでおりますけれども、町民が大変困っていることも承知しております。私としては、期限よりも1日でも早くオープンしていただきたいというふうに願っております。

さらに、ある程度、町政もそういった誘致する場には多少財政的な支援、施設の改修等々については積極的に行政もかかわらないと、なかなか入る方に全てやらせるとまた採算性がとれないということで、お互いに苦労しますので、できることならある程度財政支援して、1日も早く町民に迷惑がかからないようなことで担当者と一生懸命努力していく考えであります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

18ページ、2項徴税费。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。



1 番石田議員。

● 1 番石田議員 1 目の社会福祉総務費についてお伺いしたいと思います。

7 節の賃金であります、6 月の補正で 1 4 2 万 8, 0 0 0 円を追加しております。今回も 1 9 5 万 7, 0 0 0 円追加されまして、合わせて 5 0 4 万 9, 0 0 0 円となりますが、この賃金は雇用人員が新たにふえるのか、またその業務内容について説明をいただきたいと思ひます。

● 藤田議長 千葉福祉課長。

● 千葉福祉課長 御回答申し上げます。

今回の賃金につきましては、保健センターの職員、現在 1 人研修期間中でありまして、その方の後ということで、臨時職員ということで、今回補正で計上させていただきました。

以上です。

● 藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 今のお話の中では、年度途中からの派遣があったということなのでしょう。そのために職員が不足になるので、臨時職員を採用されるということでしょうか。

● 藤田議長 千葉福祉課長。

● 千葉福祉課長 お答え申し上げます。

実は、研修が決まったのが 3 月ぎりぎりだったものですから、その後の臨時職員ということで、当初予算、6 月には間に合わなかったということもありまして、今回になったということがございます。

以上です。

● 藤田議長 暫時休憩します。

午前 1 1 時 3 6 分 休憩

午前 1 1 時 3 7 分 再開

● 藤田議長 再開します。

千葉福祉課長。

● 千葉福祉課長 済みません、6 月のときの補正予算につきましては、職員が保健センターではなくて町の職員ということで 1 人、人事異動の関係で異動された職員がいて、その後の補助ということで臨時職員、その補正予算でございます。

● 藤田議長 石田議員。

● 1 番石田議員 研修に行かれる職員の方は、3 月に研修派遣が決定がされたという説明がありましたけれども、3 月予算、当初予算には当然間に合わなかったと思ひますが、6 月の補正で、その分の雇用賃金というのが補正できたのではないかと思ひま

すけれども、今の説明だと何か理解に苦しむのですが。

●藤田議長 下重総務課長。

●下重総務課長 議員御指摘のとおり、6月の補正に間に合う可能性もありましたが、その際の計上で漏れていた部分もあったと思います。

あと、先ほど福祉課長のほうから説明もございましたが、職員の人事異動の関係で補助が必要ということで6月に新たに補正した部分とあわせまして、見落としした部分があったというふうにおわび申し上げます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

2項児童福祉費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 3款民生費、1目の保育所費のところでございます、工事請負費のところ、保育所管理事業費、こどもプラザとよころ正面玄関改修工事でございますけれども、この工事の概要、詳細についてお聞きいたします。

●藤田議長 廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 今、御質問ありましたこどもプラザ正面玄関改修工事についての概要であります、このたび、保育所のほうで未満児入所児がふえる中で、冬期に向けまして正面玄関のポーチが滑りやすく、児童の登降所時の危険回避のために安全確保を図るため、ラバーマットをひく工事を行うものであります。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま未満児対応ということで、ラバーマットをひくということでございますけれども、玄関の児童、子どもが歩くところ全面にひくということで理解してよろしいのでしょうか。

●藤田議長 廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 お答えします。

全面ではなく、その歩行する部分において、ちょうど玄関正面になりますけれども、その一部について滑りやすくなる部分について施工するものであります。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 22ページ、4款衛生費、1項保健衛生費。

1番石田議員。

●1番石田議員 3目の保健指導費についてお伺いしたいと思います。19節負担金

補助及び交付金の帯広厚生病院運営費補助金の追加でありますけれども、事務事業の運営に係るものが新たにふえたものなのでしょうか。その内容についてお伺いしたいのですが。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 お答え申し上げます。

帯広厚生病院の運営補助金の増につきましては、厚生病院が新病院ということで、その補助対象の病床数がふえたということによります増額ということでございます。250万円から260万円の10万円増ということになっております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

5款農林水産業費、1項農業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項畜産業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3項林業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

1番石田議員。

●1番石田議員 2点お伺いしたいと思いますが、1点目は1目の商工総務費についてであります。商工振興事業費の19節負担金補助及び交付金のプレミアム付特別商品券発行事業補助金の追加予算であります。当初予算と合わせまして3,339万円となりまして、前年度は4回発行しておりまして1万5,000セット。3,327万7,000円ほどで、前年とほぼ同額になりますが、現状のスーパーの開業がまだされていない状況の中での、この予算。過剰な計上とならないのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 岩城商工観光課長。

●岩城商工観光課長 私のほうから答弁させていただきます。

プレミアム付特別商品券発行事業補助金につきましては、当初予算の編成上、当初予算で年間事業費1万5,000セットの2分の1を計上させていただいたものでありまして、残りの2分の1をこのたびの補正で対応させていただくものでございます。

議員の御心配されてございます、商品券事業の総事業費がスーパー閉店に伴い過大

になるのではとの御心配だと思いますが、これに先立って6月にスーパーの閉店が確定した後に発売されました商品券につきましては、当初の見込みどおりの3,300セットを完売してございます。

また、スーパー閉店後におかれましては、豊頃地区にございますコンビニを利用される町内の高齢者等々もふえている状況にあります。

また、あわせて今後においてスーパー閉店後の店舗再開の予定もあるということですので、何とか町内の購買力を他市町村へ流出させないという目的からも前年度並みの1万5,000セットの完売に向けて商工会とも協力しながら、同事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 よく理解できました。

もう1点お聞きしたいと思いますが、ふるさと応援寄附金事業で1,496万9,000円を追加しております。年々、寄附金も増加しております大変よい結果につながっているというふうに思います。前年度と比較しましても、現時点で1,160万円ほど増加しておりますけれども、今の時点でこれについても過剰予算にはならないのかどうか心配をしております。今後の見通しも含めて、お伺いしたいと思います。

●藤田議長 岩城商工観光課長。

●岩城商工観光課長 私のほうから答弁させていただきます。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、本年度の寄附金総額が前年度同額程度を見込まれることから、前年度実績額を踏まえまして、返礼品となります報償費、送料等となります役務費の補正を計上させていただきました。

ちなみに、決算のほうの成果説明でもありますとおり、前年度の返礼品の代金並びに送料の総額は、それぞれ返礼品で1,983万7,000円、送料で1,143万9,000円となっております、それらに不足する額を今回計上させていただいたものでございます。過大になるとの御心配がありますが、現在の状況を見ると、前年度並みの予算で足りるのではないかと考えてございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 わかりました。

2目の観光費についてお伺いしたいと思います。

観光振興費の14節使用料及び賃借料で、ジュエリーアイス関連と思いますが、仮設トイレ使用料の追加予算で、合わせて320万8,000円となりまして、前年度

と比較すると145万円の増となりますが、これは新たな増設、仮設トイレの使用料なのかどうなのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 岩城商工観光課長。

●岩城商工観光課長 私のほうから答弁させていただきます。

観光振興費、使用料及び賃借料のうち仮設トイレの使用料につきましては、前シーズンの実績を踏まえまして、仮設トイレの設置台数は男性用2基、女性用3基の前シーズンの同等数を予定してございます。

同等数でおきながら、予算がふえているということですが、シーズン終了後にジュエリーハウスの出店者及び関係機関の協議の席でも要望がございましたし、地域住民の方からの要望もあわせてありまして、これまで年明け1月10日ごろから使用開始しておりました仮設トイレを12月20日ごろから翌年3月上旬まで使用することができるようレンタル期間の延長を考えているところでございます。

これら使用期間の延長によりまして、トイレのレンタル料に含まれます薬液代金や年末年始の巡回清掃代金など新たに経費がかかることから、今回補正計上させていただいたところでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

28ページ、7款土木費、2項道路橋梁費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3項住宅費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4項河川費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5項施設費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 8款消防費、2項災害対策費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項小学校費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3項中学校費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 教育費のところの2目教育振興費、8節の報償費のところの家庭訪問謝金でよろしいのでしょうか、1万4,000円。これはどういう性質のものなのかお聞きいたします。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 お答えします。

こちらは、家庭訪問に行く先生にお渡しする金額となっております。当初6人分見えてまして、今回新たに、特に家庭訪問が必要な子がおりましたので、改めてお二人の先生に家庭訪問をしていただくというような形で計上させていただいたものでございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 先ほども私、申しましたとおり、これは謝金というふうに理解してよろしいのでしょうか。いわゆる交通費的な意味なのでしょうか。そういう意味合いなものではなくて。お聞きします。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 今回、この謝金として上げさせていただいていますのは、家庭訪問に行く先生のそれら全体を含めて謝金としてお渡ししている形のものでございます。

●藤田議長 暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時53分 再開

●藤田議長 再開します。

山本教育長。

●山本教育長 私からお答え申し上げます。

家庭訪問の関係については、通常業務もございまして、一定程度教員の方の労務負担を補填するという意味で謝金という形で各訪問いただく先生方へのお礼というか、そういう意味を込めて謝金という形で支出させていただいておりますが、内在する内容については一定程度交通費の部分も含まれている状況もございます。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 内容としては、理解するところでございますけれども、私どもが学生のころは、家庭訪問というのは一般的に全戸みたいな形だったのですけれども、今、家庭訪問というのは全児童を対象にするのではなくて、差し支えなければ、どのぐらいの子ども的人数が家庭訪問に該当しているのか、ここについてお聞きいたします。

●藤田議長 山本教育長。

●山本教育長 家庭訪問の関係でございますが、新入学児童・生徒のところについては、おおむね全世帯に行っているかと思えます。

ただし、在学の児童・生徒のところについては、保護者からの希望等を取りまとめた上で、必要とされるところに家庭訪問に出向いているという状況かと思えます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 この2項の中学校費の13節委託料ですが、ここに校舎耐力度補足調査委託業務30万円というのは、これは前回の補正か何かで、そのときにも補正予算された。これ30万円というのは、どういう内容なのかというところを説明いただけますか。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 答えします。

校舎耐力度補足調査でございますけれども、昨年度12月に補正させていただきました校舎耐力度調査、こちらの答えを昨年度3月にその成果を調査資料としまして、それをもとに調査表を本年度まとめて、春から北海道教育庁施設課と協議を進めてきたものでございます。

北海道との協議の中で、一部追加資料が必要となったため、本年度改めてその不足分の資料整理等に必要ということで、計上させていただいた調査資料に係る委託料でございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

4項社会教育費。

1番石田議員。

●1番石田議員 4目のえる夢館費の施設等管理事業費、15節工事請負費の空調設備改修工事480万円の改修内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 答えします。

空調設備の中で、今回改修が必要になる設備としましては、熱交換器設備と冷温水を循環させるための送水ポンプ、この二つの設備が機能低下と破損等により正常な能力が発揮できなくなったために、交換・修繕するような形で工事として実施したいと

思っています。

なお、この熱交換器という設備なのですけれども、暖房時・冷房時にボイラー等で熱源を冷温水として供給しますけれども、そのときに、熱交換する暖房負荷を軽減させるための装置、この部分を改修するものでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

5項保健体育費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 2点お伺いしたかったのですが、1点目は、先ほど総務課長から9節の旅費の関係で説明がありましたから理解できました。

この旅費の、今回の補正の消費税に伴うJRの運賃値上げに係るものなのですが、旅費で3,000円、5,000円、8,000円、9,000円と6件が計上されておりますけれども、本来であれば既定予算で12月か3月ぐらいまで対応できなかったのかなというふうに思っておりますけれども、先ほど説明がありましたので、これについては理解をいたしました。

もう1点は、7款土木費に計上されております18節備品購入費であります。映像記録装置、ドライブレコーダーの装着予算が計上されておりますが、近年、あおり運転や高齢者による運転誤操作による事故が多発している中で、自動車事故発生時の車外・車内の状況記録を目標に装置されております。

本町には、多くの公用車を所有しておりますけれども、ほかの公用車のドライブレコーダーの装着について、どのようにお考えをされているのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 下重総務課長。

●下重総務課長 議員御説明のとおりドライブレコーダーにつきましては、映像記録により運転者、車両の安全ですとかを守ることを目的に設置するものでありまして、現在、スクールバスのほうには既に導入済みでありまして、今回、作業車両、冬期の除雪車両等に設置することを目的として土木費のほうに計上させております。

一般車両につきましても、台数が多いので一度に設置することは、財政的な部分も関連ありますので検討させていただきたいと思いますが、このたびの作業車両、スクールバス等への設置の状況等を見まして、今後において検討させていただきたいと



思っております。

以上でございます。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 先日、テレビ報道でもありましたが、町村の理事者の方が公用車を運転して高速道路であおり運転をしたという報道がされておりました。その公用車には、ドライブレコーダーがついておりませんでした。早急に検討するような、そういう報道がされておりましたけれども、本町においてもそういう事故等があり得ないというふうには思いませんので、これは想定しがたい部分ですが、できるだけ早急にそういう対応をされたほうがよろしいのではないかと思います。いかがですか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 石田議員の言うとおりにかと思えますけれども、私のところは非常に古い車がたくさんありまして、なかなか修繕等々についても非常に財政負担があります。まずもって、職員には、これからあおられてもあおらないような形、交通ルールをしっかりと守って運転するように厳しく指導し、今後、やはりそういう体制にいずれはなろうと思えますけれども、私も運転する時には、十分気をつけてあおらないように努力したいと思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで質疑を終わります。

次に、4ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 1点だけ確認ということで質問させていただきます。

実は、先ほど商工観光課長が答弁しておりましたが、プレミアム商品券の有効期間というものについて非常に危惧しているわけです。それは、やはり6月に購入されて完売です。ところが、いろいろと実態を聴取しますと、換金率が落ちているというのが前回もあったわけです。

そういうことからいきますと、この冬期に向かう灯油購入のための手段として購入する町民、それから日々の日般生活費の食品を買うための手段のプレミアム購入。ところが、灯油のほうはどうかこれからは計画的に町民は利用・使用するでしょう。

ところが、現状はやはり、この先ほどの店舗の関係が早急にオープンすれば、それは使えると思うのですね。その辺の商工会との共通な情報を捉えながら、ややもすると、買ったものが棚上げになってしまうというところの危険性がないかなという想定をしているわけです。

その辺も十分、今後検討しながら進めながら、それらについての対応も、もしそうであればどうするかという対策も考えておいてもらったほうがいいかなというところは生の声です。その辺も実務者も十分理解をして、今後の対応はそうあった場合にどうするというところの考え方、もう一度お考えを、町長でも結構です。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今の商品券は2カ月がリミットでやっております、特に高齢者、長くなれば逆にまた忘れていつでも買えるのではないかという危険性があります。それと、今、やはり限られた枚数が個人にしか買うことができませんけれども、何と言っても最初は食料品を買う。しかし、今、食料品のところは非常に厳しい状況ですけれども、私は、今の段階では逆にお年寄りも、私も聞くのですが、やはりふだん買えなかったもの、着物だとかちょっとしたものを買いたい。ところが、今までは枚数が定められているから。だから案外、食料品の方が今ありませんけれども、逆にその食料品以外の店が、私はまだ結果は出ておりませんが、売り上げが伸びてくるのではないかというふうに思っておりますし、これからまた若者が冬になるとタイヤを買ったり、燃料を入れたりする、いろいろな意味で使えますので、商品券は今までも発行し、仮に商品券が余った場合については、金を出しておりませんので、それはそれで処分するなり破棄するなり予算を落とすように。

いずれにしても、予算がなければ出せませんので、ある程度余裕を持った予算の組み方もこれ仕方がないのではないかと思います。今、大崎議員がおっしゃるとおり期間についても、ある程度2カ月がいいのか3カ月がいいのか十分検討して、万が一、ケース・バイ・ケースで本来であれば、やはり数字も忘れる方がいらっしゃって、大量に残された場合については、商工会と十分判断し、また換金でも戻すような形をとれるような、1枚、2枚は別ですけれども、そういったことも十分考えながら、お年寄りを救済していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

午後1時10分まで、昼食のため休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

### ◎ 議案第32号

●藤田議長 日程第9 議案第32号令和元年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 補正予算書37ページをお開き願います。

議案第32号令和元年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ692万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,307万6,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、平成30年度国庫支出金並びに一般会計繰入金精算返還金が確定したことなどによる補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書46ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に介護保険事務システム改修34万6,000円を追加。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に国庫支出金等精算返還金417万3,000円を追加。同じく5款、2項繰入金、1目一般会計繰入金に一般会計繰入金精算返還金240万7,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、44ページ、歳入をごらんください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任

意事業)に過年度分として2万9,000円を追加。同じく3款、2項、7目事務費補助金にシステム改修事業として17万2,000円を追加。

4款道支出金、2項道補助金、2目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)に過年度分として1万円を追加。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金に前年度繰越金として671万5,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

44ページをお開きください。

3款国庫支出金。

(質疑なし)

●藤田議長 4款道支出金。

(質疑なし)

●藤田議長 8款繰越金。

(質疑なし)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

(質疑なし)

●藤田議長 5款諸支出金。

(質疑なし)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第33号

●藤田議長 日程第10 議案第33号令和元年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書49ページをお開き願います。

議案第33号令和元年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億258万5,000円と定めるものであります。

本補正予算は、二宮浄水場電源用の電柱の更新によるものであり、内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

58ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に水道施設改修工事146万6,000円を追加するものであります。

次に、56ページ、歳入について御説明いたします。

4款、1項繰越金に146万6,000円を増額補正するものであります。

次に、52ページ、第2表債務負担行為の補正であります。簡易水道維持管理業務委託料に令和元年度消費税改定分として、限度額に11万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

56ページをお開きください。

4款繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

58ページをお開きください。

1款総務費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 総務費の1目一般管理費において、15節工事請負費でございますけれども、水道施設改修工事についてお聞きいたします。

先ほど、課長が二宮のと説明していたのをお聞きしたのですけれども、二宮の水源地なのか、どの部分での、どういう工事内容なのかお聞きいたします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 二宮浄水場に行くまでの民家が過ぎたところから水源地までの間の電源用の電気の配線等ですけれども、これは豊頃町の所有になっております。その電柱が約40年近く経過しているものですから、その建てかえにかかわるもので、約60本ほどあるのですけれども、そのうちの15本を今年度は建てかえをしたい、更新したいということで考えております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 直接、水道の施設にかかわる関係のものではなく、その電柱の移設云々にかかわる工事という内容のもので認識してよろしいでしょうか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 電柱の移設にかかわるものではなく、この電源というのは、水道の施設のためへの電源ですので、豊頃町の所有となっております。その年数が経過して、傷んできている電柱を建てかえ、更新するという形のものであります。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 その電柱の材質でございますけれども、一般的にコンクリートだとは思いますが、それらも含めて年度によって耐久性が薄れてきたから建てかえするということがよろしいでしょうか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 議員のおっしゃるとおりでございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、52ページの第2表債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第34号

●藤田議長 日程第11 議案第34号令和元年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書63ページをお開き願います。

議案第34号令和元年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,615万8,000円と定めるものであります。

本補正予算は、公共柵設置工事の追加によるものであり、内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により御説明いたします。

72ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、2項施設管理費に公共柵設置工事150万円を追加するものであります。

次に、70ページ、歳入について御説明いたします。

2款使用料及び手数料に現年度分11万6,000円を、5款繰越金に前年度繰越金138万4,000円を追加補正するものであります。

次に、66ページ、第2表債務負担行為の補正であります。処理場維持管理業務委託料に令和元年度消費税改定分として、限度額に47万6,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

70ページをお開きください。

2款使用料及び手数料。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5款繰越金。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

72ページをお開きください。

1款総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、66ページ、第2表債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第35号



●藤田議長 日程第12 議案第35号豊頃町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 議案書1ページをごらんください。

議案第35号豊頃町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の条例改正は、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するために貸し付けを行う災害援護資金について、償還金の支払猶予及び償還免除の対象範囲の拡大などについて、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本則の改正について議案説明書の1ページにより御説明いたします。

条例第15条第3項において「償還金の支払猶予」、「報告等」の文言を加え、その根拠となる法令を規定するなど現行の条例を改めるものであります。

法第13条につきましては、償還金の支払猶予を規定したもので、災害援護資金の貸し付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと市町村が認めるときは、償還金の支払いを猶予することができるものであります。

法第14条第1項につきましては、災害援護資金の免除事由として、死亡または重度障害の場合に加え、新たに破産手続や再生手続の開始決定を受けたときについても免除することができるものとしてあります。

第16条につきましては、償還金の支払猶予や償還免除をするか否かを判断するに当たり、貸し付けを受けた者から報告を求め、資産の状況を把握できるようにすることで、その者の資力状況に応じた適切な対応を可能としたものであります。

令第8条につきましては一時償還について、令第9条につきましては違約金について、令第12条については償還金の支払猶予についてをそれぞれ規定したものでございます。

なお、附則としまして施行期日を公布の日と規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第36号

●藤田議長 日程第13 議案第36号豊頃町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 議案書3ページをお開きください。

議案第36号豊頃町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましては、児童福祉法に基づき、市町村が家庭的保育事業等を行う事業者を認可する基準として定めているところです。

なお、家庭的保育事業等とは、定員が5人以下の家庭的保育事業など比較的小規模な4種類の保育事業をいい、現在本町においては当該事業者はございません。

このたび、厚生労働省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであり、改正内容につきましては議案説明書3ページ、説明第2号により御説明いたします。左側が現行で、右側が改正案となっております。

第8条につきましては、家庭的保育事業者等に対して、保育所や幼稚園などの連携施設の確保を義務づけるものであり、第2項及び第3項につきましては、連携事項のうち、代替保育については小規模保育事業A型事業者等を新たに追加するものです。

4ページをごらんください。

第4項及び第5項につきましても、連携事項のうち、卒所後の受け皿について企業主導型保育所等に対しても認めるという規定を新たに追加するものであります。

次に、第18条につきましては、食事の提供は自園調理に加え、搬入施設において調理し、提供できるとする特例規定であります。第2項第3号及び第4号で、特例となる搬入施設を新たに追加するものであります。

5ページをごらんください。

第47条第2項につきましては、保育所型事業所内保育事業所における連携施設に

関する特例として、満3歳以上の児童を受け入れている事業所については、卒所後の連携施設の確保を不要とするものです。

次に、附則第3項につきましては、食事の提供の経過措置として、自園調理の運用を猶予する期間を10年と定める附則を新たに追加するものです。

6ページ、右側の改正案をごらんください。

附則第4項、第5項及び第6項につきましては、第3項を追加したことにより順次項番号を繰り下げるものであり、次に7ページ、8ページに記載する附則第7項から第10項までにつきましては、保育の受け皿が不足している状況を踏まえ、保育士資格、保育士数の算定などは当面の間、特例的運用を可能とするものです。

附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第37号

●藤田議長 日程第14 議案第37号豊頃町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 議案書9ページをお開きください。

議案第37号豊頃町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村が事業者に

給付費を支給する上での確認基準として定めているところです。

なお、特定教育・保育施設とは認定こども園・幼稚園・保育所をいい、特定地域型保育事業とは家庭的保育等4事業者をいいます。本町においては、これら当該事業者はございません。

このたび、幼児教育・保育の無償化に伴い、所要の改正を行うものであり、改正内容は大きく3点になります。

1点目は、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更。2点目は、特定地域型保育事業の連携施設に関すること。3点目は、用語、主に略称の整備。その他、所要の改正になります。

それでは、改正内容につきましては、議案説明書9ページ、説明第3号により御説明いたします。左側が現行で、右側が改正案となっております。

この条例は、4章で構成され、第1章は総則として第1条から第4条まで規定されておりますが、この章に係る主な改正点として、第3条第1項において幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、運営上の原則に保護者の経済的負担の軽減の配慮を位置づけるものです。

第5条からは、第2章特定教育・保育施設の運営に関する基準を規定し、10ページをごらんください。第6条につきましては、特定教育・保育施設に利用申込時における内容、手続の説明、同意を義務づけるものですが、利用申込者を「支給認定保護者」としておりました略称を、法の改正により「教育・保育給付認定保護者」に改めるものです。

なお、これ以降の条文につきましても、「支給認定」につきましては「教育・保育給付認定」に改め、同様とするものです。

15ページをごらんください。

第14条第4項第3号につきましては、保護者から受けることができる費用として、食事の提供に要する費用を定めておりますが、保護者から受ける費用から除く場合の基準を定めるものであります。

次に、24ページをごらんください。

第36条第3項、次に26ページ、第37条第3項につきましては、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準について、新設された食事の提供に要する費用の規定について読みかえ規定等を追加するものです。

27ページ、第38条からは、第3章特定地域型保育事業者の運営に関する基準を規定した条文であります。

29ページをごらんください。

第43条につきましては、特定地域型保育事業者に求められる特定教育・保育施設

との連携について規定しているものであり、30ページ、31ページにおいて、第2項及び第3項において、代替保育の提供元として小規模保育事業A型を追加し、第4項及び第5項において、卒所後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和を規定し、32ページになります、第8項において、満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保の免除をそれぞれ新たに規定するものであります。

41ページをごらんください。

第4章補則の第54条につきましては、法の改正により創設された子育てのための施設等利用給付に関して、一定の報告等を行わない場合において、子どものための教育・保育給付と同様に過料を科す規定を適用することとしたものです。

42ページをごらんください。

附則第2項につきましては、特定保育所の特例規定について、利用者負担額の受領規定の改正による読みかえ規定を整理するものです。

43ページをごらんください。

附則第4項、第5項につきましては、無償化により施設型給付等に関する経過措置を削除し、44ページをごらんください、附則第6項の見出しを整理し第4項とし、附則第7項については特定地域型保育事業者が連携施設を確保できていない状況から、連携施設を確保しないことができる経過措置期間を5年延長とするものとし、第5項とするものです。

附則として、この条例は、幼児教育・保育の無償化に伴って行われる改正であり、令和元年10月1日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第40号

●藤田議長 日程第15 議案第40号豊頃町消防団条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

波多野消防署長。

●波多野消防署長 議案書27ページをお開きください。

議案第40号豊頃町消防団条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

このたびの改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月に公布されたことに伴い、成年被後見人等であるという理由で、一律に資格等から排除される仕組みを改め、豊頃町消防団条例に規定されている成年被後見人等は消防団員となることができないとする規定を削除し、その他所要の規定を整備するものです。

改正内容でございますが、議案説明書53ページ、説明第6号をごらんください。

第5条において、欠格条項の一つとして、成年被後見人、被保佐人を規定する第1号を削り、同条第2号中、「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「第6条又は」を削り、「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を第3号に、同条第5号を第4号に繰り上げるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 諮問第1号

●藤田議長 日程第16 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年12月31日をもって任期満了となります津久井氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

住所は、豊頃町礼作別307番地3。

氏名は、津久井淑恵氏であります。

以上でありますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 1時47分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

諮問第1号は、お手元に配付した答申書のとおり適任と答申したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配付した答申書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎ 同意案第 4 号

●藤田議長 日程第 17 同意案第 4 号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第 4 号豊頃町教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本年 9 月 30 日をもって任期満了となります宝田氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町十弗 169 番地。

氏名、宝田博幸氏であります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第 4 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第 4 号は、同意することに決定しました。

◎ 請願の委員会付託

●藤田議長 日程第 18 請願の委員会付託を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。請願文書表を職員に朗読させます。



中川事務局長。

●中川事務局長 請願文書表。

受理番号、1。受理年月日、令和元年8月26日。件名、個別削井戸工事助成金創設に関する請願書。請願者の住所及び氏名、豊頃町礼作別501番地、株式会社豊頃中央農場、代表取締役、山本亮ほか4人。紹介議員の氏名、豊頃町議会杉野好行議員。付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第19 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、9月6日から同月9日までの4日間、休会としたいと思いません。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から同月9日までの4日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員